

第一章：総則

第 1 条 本会は、広島工業大学工学部建築学科、その後学部学科改組により設置された建築・環境系学科（以下、「建築・環境系学科」という。）の同窓会組織であり、名を「五三會」（いつみかい）と称する。

第 2 条 本会は、本部を広島工業大学内に置く。また、総会で必要と認められた時は支部を置くことができる。

第 3 条 本会は、会員相互の交流を促し、かつ母校建築・環境系学科の発展に貢献することを目的として活動する。

第 4 条 本会は、前条の目的達成のために次の活動を行なう。

1. 集会
2. 会員相互の連絡並びに共助に関する活動
3. 活動情報の提供及び会員名簿の整備
4. 母校に対する精神的、物質的援助
5. 会員の功績に対する顕彰
6. その他本会の目的達成に必要な活動

第二章：会員

第 5 条 本会は、次の者をもって組織する。

1. 正会員 広島工業大学建築・環境系学科卒業生(大学院を含む)のうち会費を納入した者
2. 準会員 正会員以外の広島工業大学建築・環境系学科卒業生(大学院を含む)
3. 学生会員 広島工業大学建築・環境系学科在学生(大学院生を含む)のうち会費を納入した者。

学生会員は、卒業をもって正会員となる。

4. 特別会員 母校建築・環境系学科教職員及び旧教職員
5. 名誉会員 本会の発展に貢献し、名誉会員にふさわしいと総会で認められた者

第三章：役員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

1. 名誉会長 置くことができる
2. 会長 1 名
3. 副会長 4 名以内
4. 幹事長 1 名
5. 副幹事長 4 名程度
6. 書記 2 名
7. 会計担当 2 名
8. 監査役 2 名
9. 幹事 若干名

第7条 役員は、次の方法により選任する。

1. 名誉会長は総会において推す
 2. 会長・副会長・幹事長・副幹事長・書記・会計担当・監査役は総会において正会員の中から選任する
 3. 幹事は総会において正会員の中から委嘱する
- また、支部及び学生部会を置くときは、その年度の正副代表の地位にあるものに委嘱する

第8条 役員はそれぞれ次の役割を担う。

1. 会長 本会を代表し会務を総括する
2. 副会長 会長を助け事故ある時は代理する
3. 幹事長 会務を主掌する
4. 副幹事長 幹事長を助け事故ある時は代理する
5. 書記 書記事務を担当する
6. 会計担当 会計事務を担当する
7. 監査役 会計及び活動を監査する
8. 幹事 会務を分担して実行する

第9条 役員の任期は一か年とし、再任をさまたげない。役員に欠員が生じた時は、役員会に諮り補充するものとし、後任者の任期は前任者の残り期間とする。

第四章：顧問

第10条 本会に顧問を若干名置く。

1. 顧問は総会において適任者を委嘱する
2. 顧問は会の諮問に応じる

第五章：会議

第11条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、委員会及び学生部会とする。

第12条 総会は最高の議決機関とし、毎年度1回開催する。臨時総会は役員会が必要と認めた時、会長が召集し開催する。

第13条 総会では次の事項について審議、決定する。

1. 会則の改正
2. 決算及び予算
3. 支部及び学生部会の設置
4. 委員会の組織
5. その他重要事項への対処

第14条 役員会は、会長が認めた時召集し、次の事項について検討、決定する。

1. 総会に附議する事項の案
2. 本会の運営に関する諸事項
3. その他緊急事項への対処

第15条 委員会は必要に応じて役員により組織し、また、学生部会は必要に応じて学生会員により組織し、第4条に掲げる諸活動を行う。委員会は、参加費を徴する活動を行う時は、その趣旨に照らして各会員の参加費を減免することができる。

第 16 条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長がこれを決定する。

第六章：会計

第 17 条 本会活動の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

1. 正会員となろうとする者は、入会時に終身会費 15,000 円を納入しなければならない。
2. 建築・環境系学科学生は、入学時に、正会員終身会費を前納することができる。
3. 本会に学生部会を置く時は、当該学生会員活動のための基金を設けることができる。

第 18 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章：委任事項

第 19 条 この会則に定めのあるもののほか、必要な事項は役員会においてこれを定める。

付則

1. 本会則は、2016 年度から施行する。
2. 旧会則で終身会費を納入し正会員であった者は、本会則における正会員に移行する。
3. 2009 年以前に建築・環境系学科に入学し、これを卒業した者は、入会時における終身会費 10,000 円の納入をもって正会員とする。
4. 2010 年～2015 年に建築・環境系学科に入学し、これを卒業した者は、入会時における終身会費 12,000 円の納入をもって正会員とする。